可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{11} ＝ 1.000
M_{12} ＝ 0.984
M_{13} ＝ 1.000
M_{14} ＝ 0.984
M_{15} ＝ 1.079
M_{16} ＝ 1.048
M_{17} ＝ 0.889
M_{18} ＝ 0.857
M_{19} ＝ 1.016

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{14} ＝ 1.000
O_{15} ＝ 3.000
O_{16} ＝ 4.000
O_{17} ＝ 1.000
O_{18} ＝ 1.000
O_{19} ＝ 10.000
O_{20} ＝ 11.000
O_{21} ＝ 11.000
O_{22} ＝ 11.000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

Q_{14} ＝ 1.000
Q_{15} ＝ 3.000
Q_{16} ＝ 4.000
Q_{17} ＝ 1.000
Q_{18} ＝ 1.000
Q_{19} ＝ 10.000
Q_{20} ＝ 11.000
Q_{21} ＝ 11.000
Q_{22} ＝ 11.000

可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{11} ＝ 1.000
M_{12} ＝ 0.984
M_{13} ＝ 1.000
M_{14} ＝ 0.969
M_{15} ＝ 1.063
M_{16} ＝ 1.047
M_{17} ＝ 0.875
M_{18} ＝ 1.016
M_{19} ＝ 1.016

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{13} ＝ 1.000
O_{14} ＝ 2.000
O_{15} ＝ 4.000
O_{16} ＝ 6.000
O_{17} ＝ 1.000
O_{18} ＝ 10.000
O_{19} ＝ 12.000
O_{20} ＝ 12.000
O_{21} ＝ 12.000
O_{22} ＝ 13.000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

Q_{13} ＝ 1.000
Q_{14} ＝ 2.000
Q_{15} ＝ 4.000
Q_{16} ＝ 6.000
Q_{17} ＝ 1.000
Q_{18} ＝ 10.000
Q_{19} ＝ 12.000
Q_{20} ＝ 12.000
Q_{21} ＝ 12.000
Q_{22} ＝ 13.000